

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月26日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 折 田 雄 哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

|  |  |
|--|--|
| 入札期間   | 令和 8年 6月11日から<br>令和 8年 6月18日まで   |
| 開札期日   | 日 時 令和 8年 6月25日 午前10時00分<br>場 所 佐賀地方裁判所売却場   |
| 売却決定<br>期日   | 日 時 令和 8年 7月14日 午前 9時50分<br>場 所 佐賀地方裁判所民事部   |
| 買受申出の保証の<br>提供方法   | 下記のいずれかによる。<br>(1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。<br>(2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 |
| 買受申出の資格の<br>制限 (民事執行規則33条)   | ☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。                                     |
| 一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月26日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。<br>入札期間経過後に取下や取消等の事情により, 開札が行われなくてもありますので, ご了承下さい。 |  |





物 件 目 録

- 1 所 在 唐津市菜畑字松円寺山3336番地1  
家屋 番号 3336番1の2  
種 類 居宅  
構 造 木造かわらぶき平家建  
床 面 積 42.62平方メートル



## 物 件 明 細 書

令和 8年 4月 6日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 折 田 雄 哉

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

株式会社マリーン不動産が占有している。同人の占有権原の存在は認められない。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件建物につき、その敷地利用権はない。

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



- ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
  - 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物 件 目 録

- 1 所 在 唐津市菜畑字松円寺山3336番地1  
家屋 番号 3336番1の2  
種 類 居宅  
構 造 木造かわらぶき平家建  
床 面 積 42.62平方メートル



令和7年(ヌ)第27号  
令和8年1月26日受理  
令和8年3月9日提出

# 現況調査報告書

佐賀地方裁判所  
執行官 橋 口 賢 二

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 唐津市菜畑字松円寺山3336番地1  
家屋 番号 3336番1の2  
種 類 居宅  
構 造 木造かわらぶき平家建  
床 面 積 42.62平方メートル





| 関係人の陳述等   |   |
|---|---|
| 陳述者<br>(当事者等との関係)                               | 陳述内容等   |
| <p>■敷地である目的外土地（3336番1）の所有者（株式会社マリーン不動産）代表者B</p> | <p>1 本件物件1建物の敷地である目的外土地（3336番1）及び隣に建っている目的外建物（家屋番号3336番1）については、令和7年4月に、競売事件により当社が競落しています。<br/>その際には、物件1建物は未登記であったため、目的外建物として売却対象外となっていました。</p> <p>2 当社が敷地等の競落後に、土地の元所有者と話をし、建物内の家財道具類等の処理をしてもらった上で、鍵を預かったため、物件1建物は、現在、事実上、当社で管理しています。<br/>ただし、債務者会社は破産手続廃止により消滅していましたので、物件1建物について賃貸借契約等は結んでいません。<br/>また、同様に、物件1建物につき、目的外土地に、敷地利用権等は設定されていません。</p> <p>3 今回、競落した方との間で、敷地利用につき契約する予定はありませんので、競落されたとしても、実際に使用することは難しいと思います。</p> <p>4 現地調査については、解錠方法をお伝えしますので、執行官のほうで調査されて構いません。</p> |
| <p>■債務者特別代理人<br/>弁護士A（事務員）</p>                  | <p>債務者会社は、登記の閉鎖事項全部証明書にあるように、令和5年7月11日に破産手続廃止により、消滅しています。</p>   |

## 執行官の意見

### ■物件1建物の状況等

#### 【利用状況等】

物件1建物は、事実上、敷地である目的外土地所有者が居宅（空家）として占有している。

#### 【増改築、附属建物等】

物件1建物は、登記記録上、新築時期は不明である。唐津市の固定資産評価証明書によると「倉庫」とされているが、現状は居宅となっている。令和6年に敷地である目的外土地等が競売に付された際の現況調査報告書によると、10年ほど前に改築したということである。また、上下水道管は、目的外建物から管を延ばしているということである。

#### 【不具合等】

物件1建物は、新築後かなりの年月が経過しているようであるが、居宅に改築してからは十数年程度しか経っていないことから、経年に伴う劣化はあるものの、現地調査した限りでは目立った不具合は認められなかった。ただし、天井は、一般的な居宅より低いように思われた。

#### 【その他】

- 1 物件1建物は、西側隣地（地番3375番）のコンクリート擁壁に、かなり近接している状態にある（写真13）。なお、唐津市の防災マップによれば、物件1建物の大部分（東側3分の2程度）は、土砂災害計画区域（急傾斜地の崩壊）に含まれている。
- 2 本件債務者会社は、破産手続廃止により消滅している。物件1建物につき、目的外土地所有者が事実上管理・占有しているが、占有権原はない。  
また、敷地である目的外土地の占有権原についても、敷地利用権はないものと思われる。競落人との間で敷地利用権を設定する予定はないとのことであるため、競落しても使用することは困難であり、場合によっては物件1建物の収去を求められる可能性もある。

### ■敷地である目的外土地の状況等

#### 【形状、利用状況等】

目的外土地は、西側が高くなっている急斜面地にあり、物件1建物及び目的外建物の敷地等として利用されている（写真1）。

形状は、概ね公図（図面1）及び建物図面（図面2）と同様である。

#### 【隣接地】

目的外土地は、南側を里道（幅員 約3m）に接し（写真10）、その余を概ね私有地（一部唐津市所有）に接している。

北側はいずれも山林であり（①地番 3365番1、地積 875㎡、所有者 唐津市、②地番 3366番1、地積 601㎡、私有地、③地番 3367番1、地積 952㎡、私有地、写真14、15）、西側は宅地である（地番 3375番、地積 802.61㎡、私有地）。

東側は地目は原野（地番 3336番8、地積 116㎡）であるが、崖状に一段低くなっている部分と思われる（写真11他）（所有者は、敷地である目的外土地所有者と同一）。

#### 【境界】

目的外土地と、周囲の私有地等との境界について、概ねブロック塀等があるが、北東端付近のブロック塀は、境界より手前に作られているようである（写真15）。また、北西端付近には、境界を示すものは認められなかった（写真14）。

#### 【その他】

- 1 目的外土地は、目的外建物の敷地等としても利用されており（写真10他）、目的外建物との位置関係等からすると目的外土地の大部分は目的外建物の利用範囲に含まれていると思われる。現地には目的外建物との利用範囲等を示すものはなく、また、進入口は自動車を利用する場合には共用せざるを得ない状態にある（写真10）等、占有範囲等を特定することはできない（3枚目に、敷地の範囲として「約120㎡」としているが、建物図面（図面2）から概算したものに過ぎず、実際に占有・使用できる範囲等ではない。）。
- 2 唐津デジタルマップによれば、下水道管は南側で接する里道まで配管されていることが確認できたが、上水道管は東側の市道（和多田ニタ子線）への配管までしか確認できない。南側の里道には私管等が配管されているものと思われるが、詳細は不明である。

| 調 査 の 経 過                                   |             |   |
|---|-------------|---|
| 調査の日時                                       | 調査の場所等      | 調査の方法等                                    |
| 8年1月27日(火)<br>12:05 - 12:25                 | 物件所在地       | 本件建物及び目的外土地の概観調査、写真撮影                     |
| 8年2月2日(月)<br>14:30 - 14:40<br>14:50 - 15:00 | 執行官室        | 債務者特別代理人(事務員)から電話聴取<br>目的外土地所有者代表者から電話聴取  |
| 8年2月4日(水)<br>12:20 - 12:40                  | 佐賀地方法務局唐津支局 | 公図、地積測量図、建物図面等閲覧申請・写し受領<br>登記事項要約書交付申請・受領 |
| 8年2月4日(水)<br>13:15 - 14:10                  | 物件所在地       | 本件建物及び目的外土地の調査、写真撮影<br>(評価人同行)            |
| 8年2月16日(月)<br>13:30 - 13:50                 | 執行官室        | 市街化区域、接面道路、上下水道に関する調査<br>(唐津デジタルマップによる)   |
| 8年2月20日(金)<br>10:35 - 10:45<br>-            | 執行官室        | 目的外土地所有者代表者から電話聴取                         |
| 8年2月24日(火)<br>14:30 - 14:35<br>-            | 執行官室        | 債務者特別代理人(事務員)から電話聴取                       |
| -   |             |   |
| -   |             |   |
| -   |             |   |

(特記事項)

令和 8年 2月 4日  
目的物件は不在で施錠されていたので、債権者代表者から伝えられた方法により解錠して、建物内に立ち入った。

令和 年 月 日  
休日・夜間執行許可の提示をした。

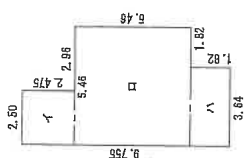
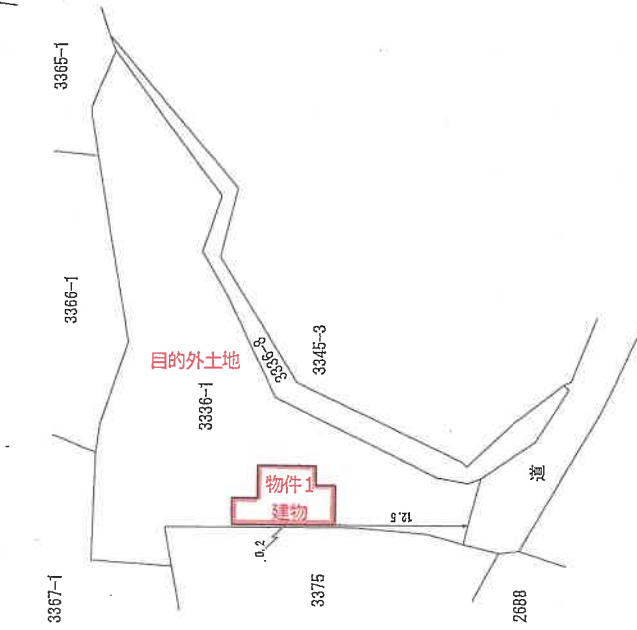
令和 年 月 日  
武雄支部てん補日に臨場

建物図面

各階平面図

家屋番号 3336番1の2

建物の所在 唐津市菜畑字松円寺山 3336番地1



求積表

|     |      |   |       |   |           |
|-----|------|---|-------|---|-----------|
| イ   | 2.50 | x | 2.475 | = | 6.18750   |
| ロ   | 5.46 | x | 5.46  | = | 29.8116   |
| ハ   | 3.64 | x | 1.82  | = | 6.6248    |
| 計   |      |   |       |   | 42.623900 |
| 床面積 |      |   |       |   | 42.62㎡    |

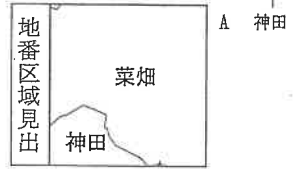
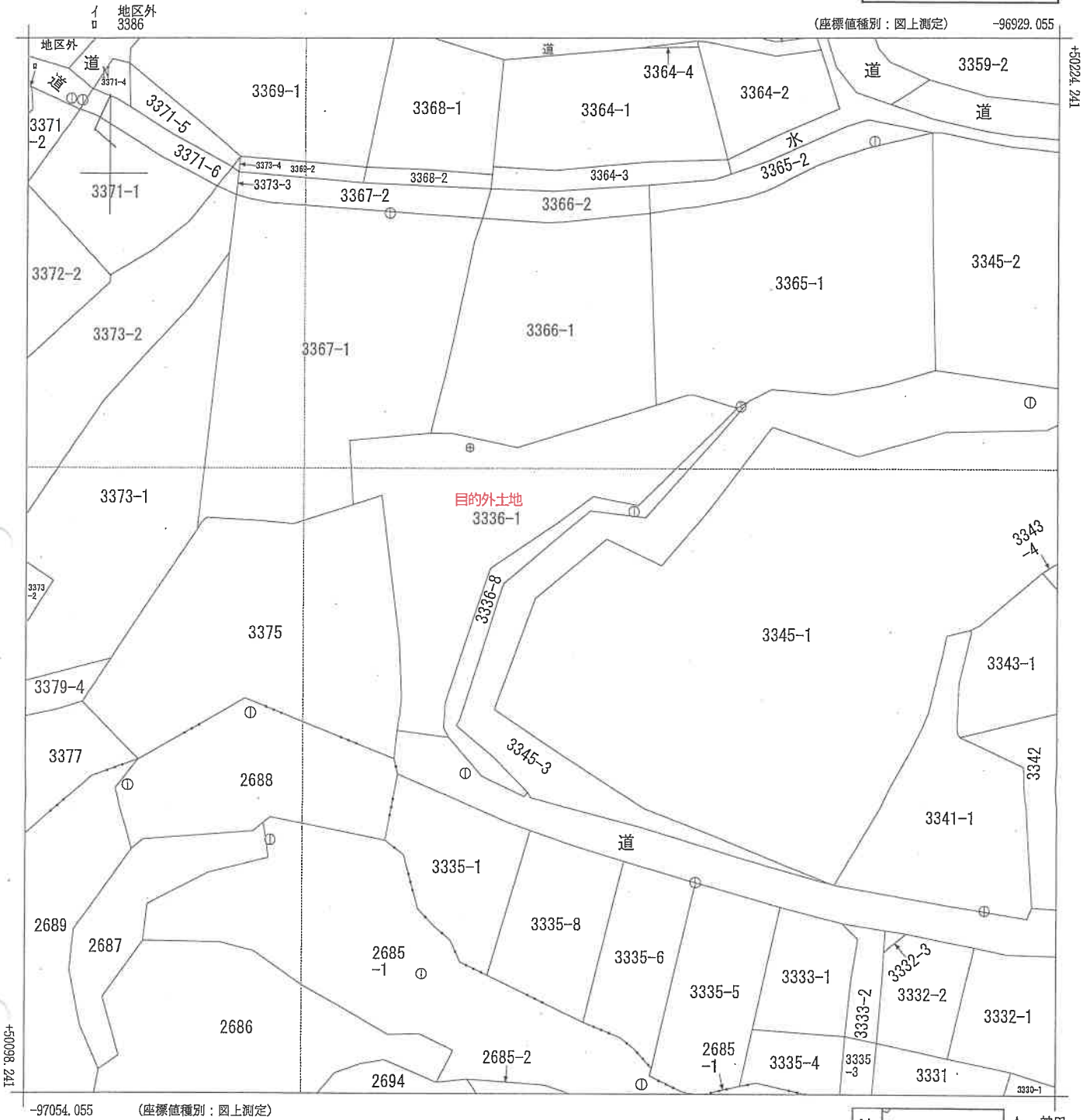
縮尺 1/500

縮尺 1/250

申請人

作成者

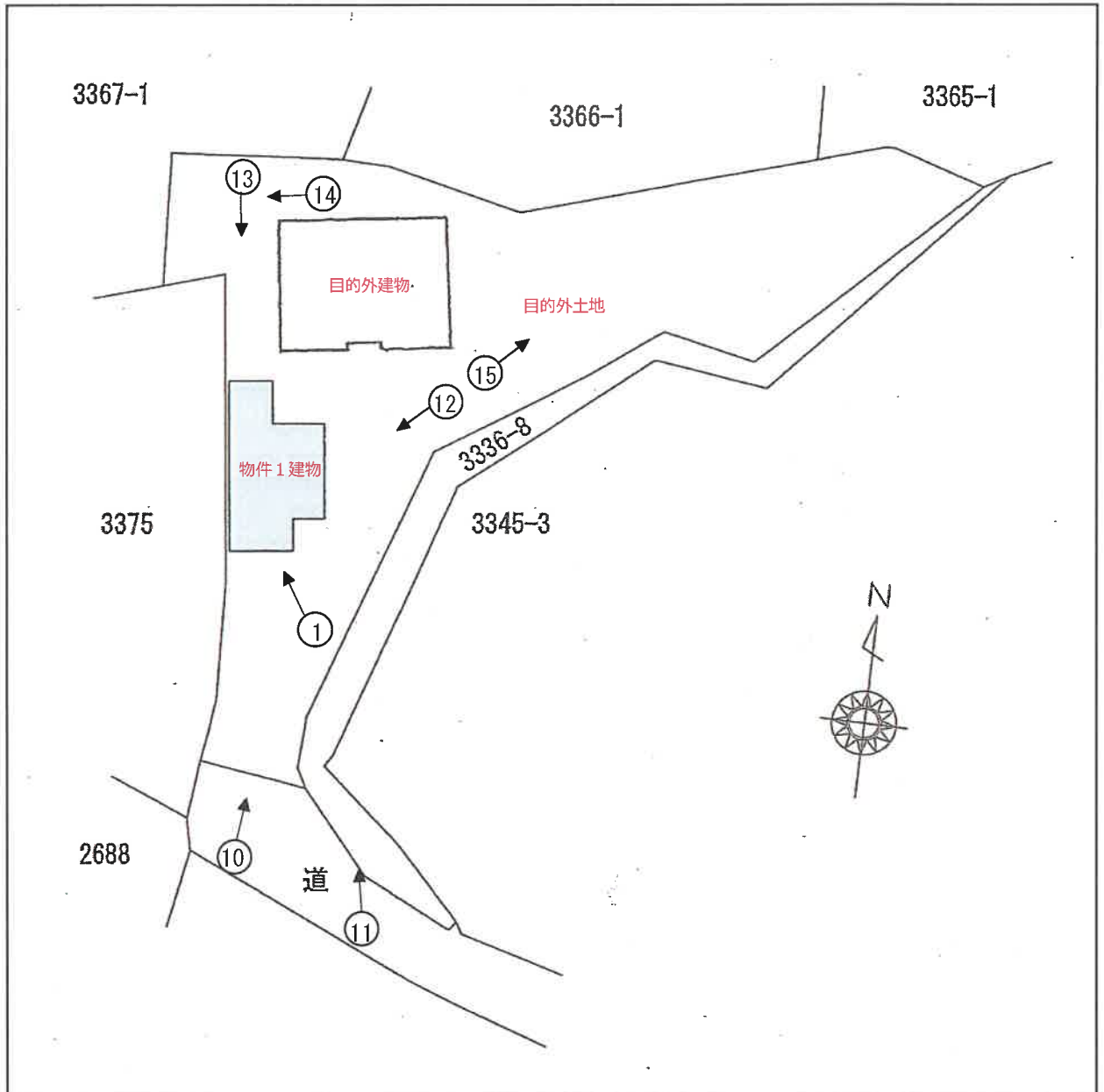
A3判をA4判に縮小



|       |        |            |    |           |           |        |              |    |     |
|-------|--------|------------|----|-----------|-----------|--------|--------------|----|-----|
| 請求部分  | 所在     | 唐津市菜畑字松円寺山 |    |           | 地番        | 3336番1 |              |    |     |
| 出力縮尺  | 1/500  | 精度区分       | 甲三 | 座標系番号又は記号 | II        | 分類     | 地図(法第14条第1項) | 種類 | 地籍図 |
| 作成年月日 | 平成3年2月 |            |    | 備付年月日(原図) | 平成6年4月15日 |        | 補記事項         |    |     |

A3判をA4判に縮小

土地建物位置関係図  
(兼写真撮影位置方向図)

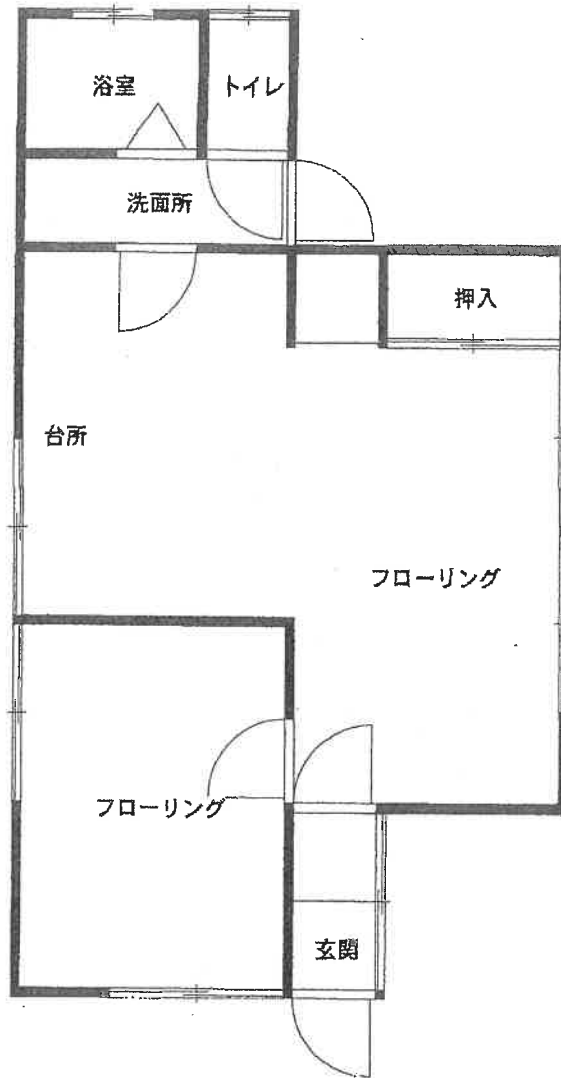


※本図は、建物等の概略位置等を示したものである。

↑ 写真撮影位置方向

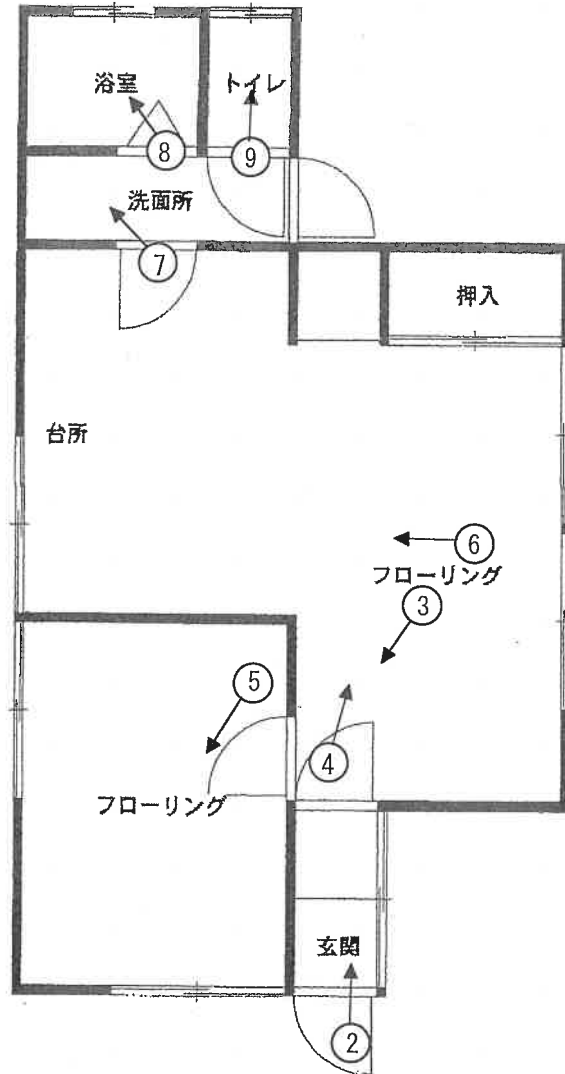
建物間取図

物件 1 建物



# 写真撮影位置方向図

物件 1 建物



♂ 写真撮影位置方向

(写真1)



(写真2)



(写真3)



(写真4)



(写真5)



(写真6)



(写真7)



(写真8)



(写真9)



(写真10)



(写真11)



(写真12)



(写真 1 3)



(写真 1 4)



(写真 1 5)



令和 7年 (又) 第 27号  
令和 8年 2月 4日 現地調査  
令和 8年 3月10日 評 価  
令和 8年 3月11日 提 出

佐賀地方裁判所 御中

# 評 価 書

評価人 市丸 亮介

## 第1 評価額

| 番号  | 評 価 額      |
|-----|------------|
| 物件1 | 金 596,000円 |

①物件1の内訳価格は土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

| 番号   | 所在等   | 登記           | 現況 |
|--|---|--------------|----|
| 1  | 所<br>家<br>種<br>構<br>床<br>在<br>屋<br>類<br>造<br>面<br>積 | 別紙物件目録記載のとおり |    |
| 特記事項   |   |              |    |
| <p>物件1は建築年月日が不詳であるが、約11年前に倉庫から居宅に改築された模様である。敷地利用権の及ぶ範囲については、目的外建物と本件建物の建築面積比により按分して、245.24㎡と査定した。上下水道については、目的外建物から管を延長して利用している模様である。</p> |   |              |    |

現況欄に記載がない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

- 1 所 在 唐津市菜畑字松円寺山3336番地1  
家屋 番号 3336番1の2  
種 類 居宅  
構 造 木造かわらぶき平家建  
床 面 積 42.62平方メートル



#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（件外敷地1）

|  |  |  |
|--|--|--|
| 位置・交通                                    | 本件はJR唐津線「唐津」駅の西方約1.2Km(道路距離)、「唐津南高下」バス停の北西方約450m、市役所の南西方約1.6kmに位置する。（別添位置図参照）  |  |
| 付近の状況                                    | 当該地域は唐津市の菜畑地区に位置する住宅地域で、傾斜地に戸建住宅やアパートが混在している。当該地域は位置指定道路沿いに雑然と宅地が並んでおり、住環境は良くない。唐津市の不動産市況は回復傾向にあるが、街路条件の悪いエリアの地価はほぼ横ばいで推移するものと予測する。  |  |
| 主な公法上の規制等<br>(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制) | 都市計画区分<br>用途地域<br>建ぺい率<br>容積率<br>防火規制<br>その他の規制  | 非線引都市計画区域<br>なし<br>指定 60%<br>指定 200%<br>22条規制<br>イエローゾーン |
| 画地条件                                     | 地積 : 660.12㎡<br>間口 : 約6.0m<br>奥行 : 約36.0m<br>形状 : 不整形<br>地勢 : ほぼ平坦<br>高低差 : ほぼ等高<br>接面道路との関係 : 接面道路とほぼ等高<br>北東端及び北側は法地となっている。  |  |
| 接面道路の状況                                  | 南側約3.0m舗装里道(建築基準法第42条第1項5号道路に該当)道路は行き止まりの位置指定道路であるが、4m確保されていない狭い部分がある。   |  |
| 土地の利用状況等                                 | 土地利用の状況は「現況調査報告書」記載のとおり。   |  |
| 供給処理施設                                   | 上水道 : あり(建物まで接続済み)<br>ガス配管 : なし<br>下水道 : あり(建物まで接続済み)<br>上下水道については、目的外建物から管を延長して利用している模様である。<br>(注)供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。 |  |
| 土壌汚染の可能性の調査                              | 唐津保健福祉事務所によれば、土壌汚染対策法第3条に定める有害物質使用特定施設の届出はなく、現地調査した範囲では土壌汚染をうかがわせる事実は認められなかった。   |  |

|         |  |
|---------|--|
| 特 記 事 項 | 唐津市教育委員会によれば、対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地（松円寺山遺跡）の指定を受けており、建物の再建築等の際には届出及び試掘が必要となる。 |
|---------|--|

## 2 建物の概況及び利用状況（物件1）

|                 |   |
|-----------------|---|
| 区 分             | 主である建物  |
| 建築時期及び経済的残存耐用年数 | 建築年月日 年月日不詳新築で平成26年頃改築<br>経過年数は改築後約11年<br>経済的残存耐用年数約14年   |
| 仕 様             | 構 造 木造かわらぶき平家建<br>屋 根 瓦葺<br>外 壁 サイディングボード・コンクリートブロック<br>内 壁 ビニールクロス<br>天 井 合板<br>床 フローリング<br>設 備 電気設備、上下水道<br>その他 電気温水器（稼働するかどうか不明） |
| 床面積（現況）         | 42.62m <sup>2</sup><br>計 42.62m <sup>2</sup>  |
| 現況用途等           | 階層 地上1階建て<br>現況用途 居宅<br>間取り 1LDK  |
| 品 等             | 普通  |
| 保守管理の状態         | 普通  |
| 建物の利用状況         | 現況調査報告書記載のとおり   |
| 特 記 事 項         | 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。                                |

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 建物価格（物件1）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

| 再調達原価<br>(円/m)<br>ア | 現況延床<br>面積(m)<br>イ | 共有持分<br>割合<br>ウ | 現価率<br>エ | 建物価格<br>(円)<br>ア×イ×ウ×エ=オ |
|---------------------|--------------------|-----------------|----------|--------------------------|
| 169,000             | 42.62              |                 | 0.19     | 1,369,000                |

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

エ 現 価 率

経過年数11年、経済的全耐用年数25.0年、

残価率5%とした定率法(0.268)と観察減価法(上下水道配管の状態30%と査定)を併用して下記のとおり査定した。

- ・ 現価率=0.268×(1-30%)≒0.19

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、建物については敷地権利用権価格を加算し、市場性修正及び競売市場修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

イ 土地利用権等割合：土地利用権を場所的利益と判定し、その割合を5%と査定した。場所的利益の及ぶ範囲については目的外建物と物件1の建築面積の割合により按分して $245.24\text{m}^2$ と査定した。 $660.12\text{m}^2 \times 42.62\text{m}^2 / 42.62\text{m}^2 + 72.10\text{m}^2 = 245.24\text{m}^2$

#### 件外敷地

| 土地符号 | 標準画地価格<br>(円/㎡)<br>ア | 個別格差<br>イ | 地積<br>(㎡)<br>ウ | 建付減価<br>エ | 共有持分割合<br>オ | 土地利用権等割合<br>カ | 土地利用権価格(円)<br>$\text{ア} \times \text{イ} \times \text{ウ} \times \text{エ} \times \text{オ} \times \text{カ} = \text{キ}$ |
|------|----------------------|-----------|----------------|-----------|-------------|---------------|---|
| 1    | 24,000               | 0.64      | 245.24         | 0.80      |             | 場所的利益<br>0.05 | 151,000   |

#### ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 唐津-4

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格  
 $28,900\text{円}/\text{m}^2 \times 100/100 \times 100/103 \times 100/117 = 24,000\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正：必要なし。

◇標準化補正：方位+3

◇地域格差：街路条件(道路の幅員+3 道路の系統・連続性+2)

交通・接近条件(最寄り駅への接近性+2 公共施設への接近性▲1)

環境条件(居住環境+5 地質・地盤・地勢等+5)

$(1+0.03+0.02) \times (1+0.02-0.01) \times (1+0.05+0.05) = 1.17$

イ 個別格差：間口・奥行の関係▲10 形状▲20 法地を含む▲10 埋蔵文化財包蔵地▲2

$0.9 \times 0.8 \times 0.9 \times 0.98 = 0.64$

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

### ② 内訳価格及び一括価格

| 番号       | 基礎となる価格<br>(円)<br>(1①オ)<br>ア | 土地利用権等価格<br>の控除及び加算<br>(円)<br>(2①キ)イ | 占有減価<br>修正<br>ウ | 市場性<br>修正<br>エ | 競売<br>市場<br>修正<br>オ | 評価額<br>(円)<br>$(\text{ア} \pm \text{イ}) \times \text{ウ} \times \text{エ} \times \text{オ}$ |
|----------|------------------------------|--------------------------------------|-----------------|----------------|---------------------|---|
| 1        | 1,369,000                    | +151,000                             | 1.00            | 0.56           | 0.70                | 596,000   |
| 一括価格(合計) |                              |                                      |                 |                |                     | 596,000   |

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：0.56 建物のみの市場性▲30 土地利用権不確定▲20

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価公示価格 唐津-4

所 在：唐津市二夕子1丁目198番5

地 目：宅地

価 格：28,900円/m<sup>2</sup>

位 置：JR唐津線「西唐津」駅南西方約800m

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：190m<sup>2</sup>

供給処理施設：上水道・公共下水道・ガス

接 面 街 路：南側4m市道

用途指定等：非線引都市計画区域 第1種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）

地域の概要：中規模一般住宅が建ち並ぶ丘陵地の住宅地域

## 第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面写

以 上



佐賀県  
トハーパー

西唐津小学校

西唐津中学校

対象不動産

対象不動産

県立唐津農業高校

松原橋

唐津警察署

消防署

唐津港管理事務所

唐津土木事務所

唐津市浄水セ

白帆橋

西の浜海水浴場

済生会病院

唐津松雲寺

唐津総合庁舎

大成小学校

志道小学校

唐津神社

唐津市民会館

唐津市役所

浄土寺

浄土寺

浄土寺

浄土寺

浄土寺

浄土寺

浄土寺

浄土寺

浄土寺

浄土寺

浄土寺

浄土寺

浄土寺

浄土寺

浄土寺

浄土寺

九州電力  
唐津駅

近代図書館

長松小学校

新興橋

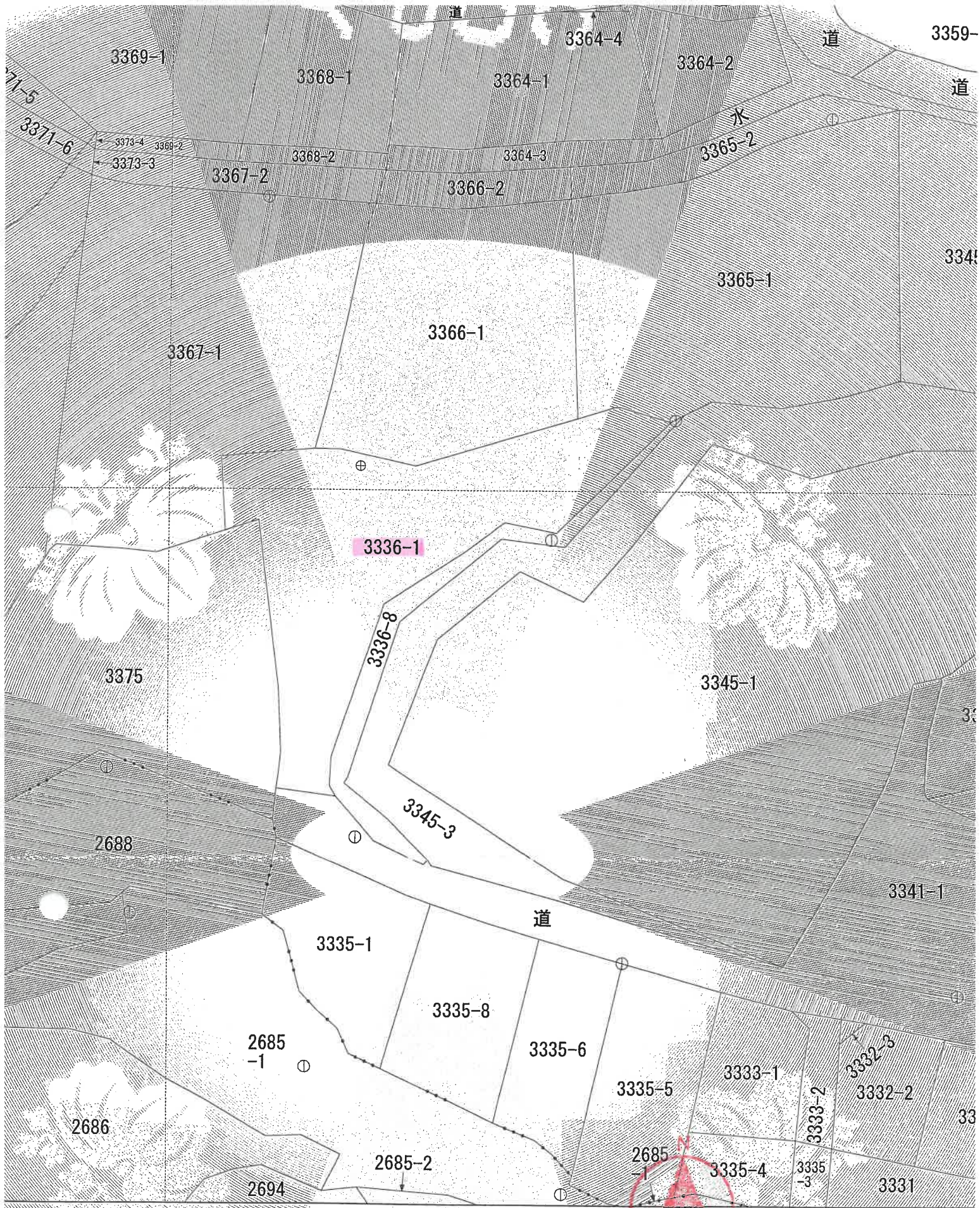
唐津第一中学校



10000

道204号

置図



標値種別：(图上測定)



1  
500

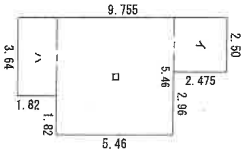
公 園 写

|        |    |
|--------|----|
| 地番区域見出 | 菜畑 |
|        | 神田 |

各階平面図

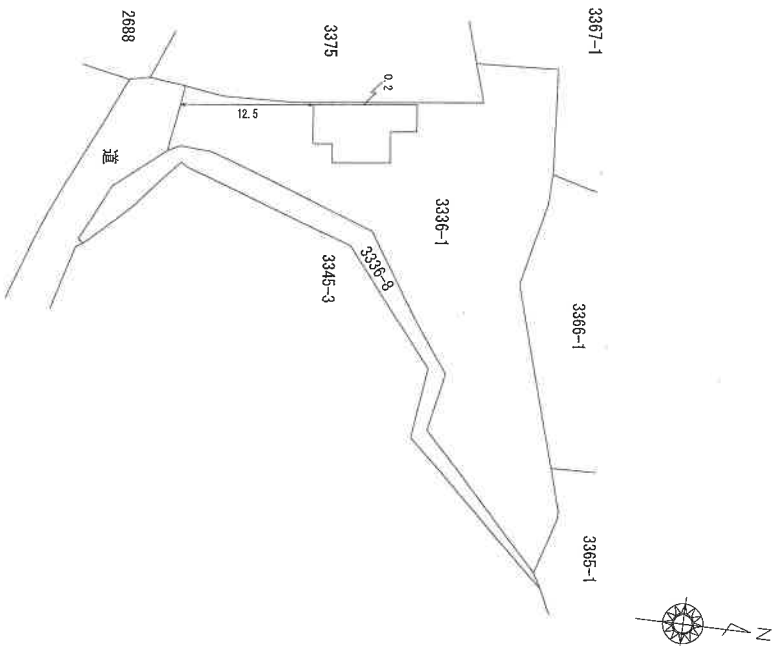
建物平面図

家屋番号 3336番1の2  
 建物の所在 唐津市菜畑字松丹寺山 3336番地1



求積表

|   |      |   |       |   |           |
|---|------|---|-------|---|-----------|
| イ | 2.50 | x | 2.475 | = | 6.18750   |
| ロ | 5.46 | x | 5.46  | = | 29.8116   |
| ハ | 3.64 | x | 1.82  | = | 6.6248    |
|   |      |   | 計     |   | 42.623900 |
|   |      |   | 床面積   |   | 42.62㎡    |



作成者

土地調査士

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500